

松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条の団体を定める規則の一部を
改正する規則

松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条の団体を定める規則（平成 17 年松江市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u> 第 3 条 <u>条例第 10 条に規定する規則で定める特定法人は、松江エナジープラス株式会社とする。</u>	<u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条の団体を定める規則</u>

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
（松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）
- 松江市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年松江市規則第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第 20 条 略 2 条例第 13 条第 1 項第 3 号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 （1） <u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u> __（平成 17 年松江市規則第 25 号）に掲げる法人（同規則第 1 条第 1 号に掲げるもの	第 20 条 略 2 条例第 13 条第 1 項第 3 号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。 （1） <u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条の団体を定める規則</u> （平成 17 年松江市規則第 25 号）に掲げる法人（同規則第 1 条第 1 号に掲げるもの

を除く。)	を除く。)
(2) 略	(2) 略
3～5 略	3～5 略

(松江市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

- 3 松江市職員の退職管理に関する規則（平成 28 年松江市規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当通算法人)</p> <p>第 4 条 法第 38 条の 2 第 2 項の規則で定める法人は、<u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u></p> <p>__ (平成 17 年松江市規則第 25 号) 第 1 条<u>か</u> <u>ら第 3 条まで</u>に規定する法人とする。</p>	<p>(退職手当通算法人)</p> <p>第 4 条 法第 38 条の 2 第 2 項の規則で定める法人は、<u>松江市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条の団体を定める規則</u> (平成 17 年松江市規則第 25 号) 第 1 条<u>及び第 2 条</u>__に規定する法人とする。</p>